

埼玉県報

第 10 号 令和元年(2019 年) 6 月 7 日 金曜日

目次

告示

- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示(情報システム課)
- 宮代農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 見沼代用水土地改良区の役員退任届(さいたま農林振興センター)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 幸手都市計画区域区分の変更(都市計画課)
- 幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業の施行の認可(市街地整備課)
- Q 県道騎西鴻巣線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道騎西鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- Q 県道北根菖蒲線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- Q 県道北根菖蒲線の供用の開始(北本県土整備事務所)

埼玉県告示第百三十四号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司 1 購入等件名及び数量

インターネット時事情報利用 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課企画・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号

5 契約金額 37,016,400円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号 に該当

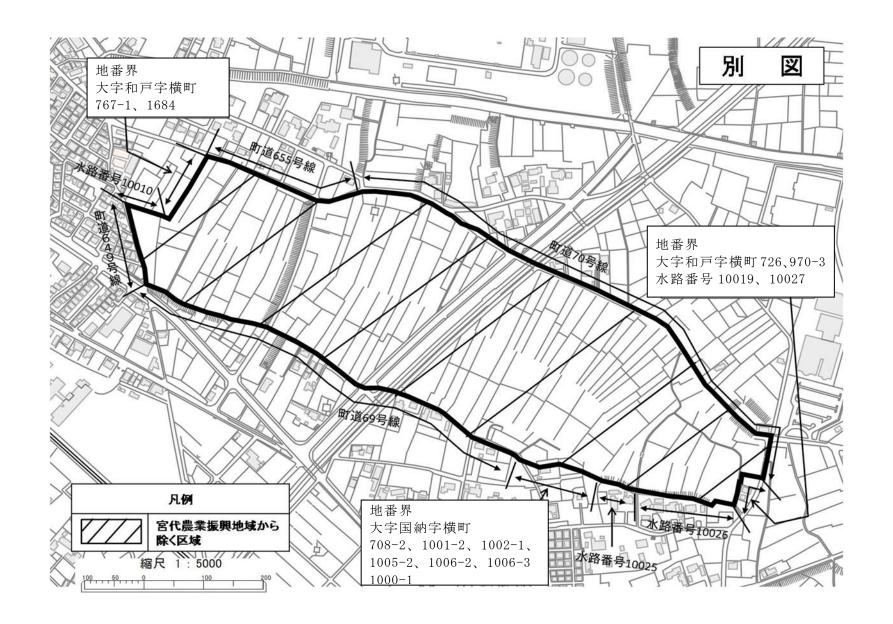
埼玉県告示第百三十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項

の規定により、宮代農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司



埼玉県告示第百三十六号

届出があった。 見沼代用水土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 名

> 住 所

理 事 工 氏 藤 正 司 埼玉県行田市谷郷三丁目千四百四十番地一

埼玉県告示第百三十七号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇一七—三十二—三号

| 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字上広瀬字西原千二百三十四番二 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 九十六立方メートル

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。 なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百三十九号

区 画整理事業の施行を認可したので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一 同法第九条第三項の規定に 項 ょ の規定により土地 り公告する。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一施行者の名称及び住所

宮代和戸横町地区土地区画整理事業共同施行者

埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代 町大字和戸字横 町、 字沖 字沖後及び字備中岐の各

部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二

六 施行認可の年月日

令和元年六月七日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び宮代町役場の掲示場に掲示して行う。

示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

び埼玉県北本県土整備事務所におい その関係図面は、令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及 て一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 文

道路の 種類 県 道

線 騎西鴻巣線

三 道路の区域

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

び埼玉県北本県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

騎西鴻巣線	路 線 名
ら同市赤城字前原一七三番三地先まで為巣市広田字芝崎三二七〇番一地先か	供用開始の区間
令和元年六月七日	供用開始の期日
延長五二五・三〇メートル定区域の供用開始である。	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

び埼玉県北本県土整備事務所におい その関係図面は、令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及 て一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北根菖蒲線

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
でら同市広田字東間三六九八番一地先ま為巣市広田字東間三六二三番一地先か	での同市広田字東間三六九八番五地先まら同市広田字東間三六二三番一地先か鴻巣市広田字東間三六二三番一地先か	区間
一六・〇八~一七・五四	八・〇二~ 八・一四	(メートル)
四〇九・〇〇		(メートル)
		備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

び埼玉県北本県土整備事務所におい その関係図面は、 令和元年六月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及 て一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

北根 菖蒲線	路 線 名
湾巣市広田字東間三六九八番一地先まら同市広田字東間三六二三番一地先か	供用開始の区間
令和元年六月七日	供用開始の期日
延長四〇九・〇〇メートル定区域の供用開始である。	備考